

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

- 1 事業者
名 称
所在地

- 2 対象の屋外保管事業場

- 3 勧告の内容

令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 成田国際株式会社

所在地 茨城県笠間市稲田 2435－3

2 対象の屋外保管事業場

茨城県笠間市稲田字川西 2439 番 1

3 勧告の内容

令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- （1）令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2）令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 有限会社石浜

所在地 茨城県龍ケ崎市 697 番地

2 対象の屋外保管事業場

茨城県龍ケ崎市字出し山 697 番 1 外 3 筆

3 勧告の内容

- （１） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （２） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社ワールド・プラネット

所在地 茨城県牛久市久野町 1019 番地 3

2 対象の屋外保管事業場

茨城県牛久市久野町 1019 番 3

3 勧告の内容

- (1) 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社大伸

所在地 茨城県古河市上片田 1272 番地 66

2 対象の屋外保管事業場

茨城県下妻市高道祖字猫子 4103 番 1 外 2 筆

3 勧告の内容

- （１） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （２） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社拓歩

所在地 埼玉県三郷市彦野一丁目 206 番

2 対象の屋外保管事業場

茨城県下妻市大木字熊ノ山 1043 番 外 4 筆

3 勧告の内容

- （１） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （２） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 有限会社大字産業

所在地 茨城県常総市大生郷町 6138 番地 3

2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県結城郡八千代町大字平塚字番田 1963 番 4 及び 1964 番 2

3 勧告の内容

- （1） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- （１） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （２） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名 称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社トラスト

所在地 茨城県坂東市辺田 1449 番地 24

2 対象の屋外保管事業場

- ・ 茨城県坂東市岩井字駒跼前 77 番 4 外 4 筆
- ・ 茨城県坂東市岩井字駒跼前 75 番 3
- ・ 茨城県坂東市幸田字谷津台 1405 番 26

3 勧告の内容

- （1） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名 称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社信栄情報プランニング

所在地 東京都足立区中川二丁目 13 番 17 号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市猫実字境木 1701 番 1 及び 1702 番 1

3 勧告の内容

- （1） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名 称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- （１） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （２） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名 称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称

所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

- （1） 令和 8 年 5 月 29 日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和 8 年 5 月 29 日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。